

平成29年度 公益財団法人藤沢市みらい創造財団
職員（任期付職員）採用試験受験案内

公益財団法人藤沢市みらい創造財団では、以下のとおり任期付職員の募集を行います。受験希望の方は、この受験案内をよくお読みいただきご応募いただきますようご案内いたします。

■ 受 験 申 込 ■

2017年6月15日（木）から6月30日（金）までの間

※応募多数の場合、6月30日（金）以前に募集を終了することがございますのでご了承ください。

1 試験区分(職種)、募集人員、職務内容、受験資格

試験区分	任用期間及び募集人員	職務内容	受験資格
事務職 (任期付職員)	2017年7月1日から 2018年6月30日までの1年間 または 2018年3月31日までの9か月でも可 ※任用期間は相談に応じます。 募集人員：1人	スポーツ事業に関する業務全般 (スポーツ施設管理・スポーツ事業企画運営・スポーツ指導等)	1957年(昭和32年)4月2日以降に出生し、学校教育法による高等学校卒業以上の人で次の①・②いずれかに該当する人 ① スポーツ指導やスポーツ関連業務などの実務経験がある人 ② スポーツに関する専門知識が豊富で健康な人

2 受験申込手続

【提出書類】 ①申込書… 別紙申込書に必要事項をすべて記入

②作 文… テーマ「スポーツと私」について

※作文は、別紙 指定用紙（800字詰め）1枚に 横書きで記入し、①申込書と併せて提出してください。（作文は、PC印字不可）

【電話連絡】

2017年6月15日（木）から 6月30日（金）までの間に、藤沢市秩父宮記念体育館内公益財団法人藤沢市みらい創造財団スポーツ事業課へ**必ず電話連絡のうえ**、【TEL 0466-22-5633】提出日・面接日時を確認し ①申込書 ②作文 を本人が直接持参してください。

※提出日・面接日時は、電話連絡の際に調整いたします。

※電話受付時間は午前9時から午後5時までとなります。（正午から午後1時までを除く）

申し込みの注意点

電話連絡のなかった方、提出書類に不足や不備がある場合は受付できませんので十分注意してください。記載要領を必ずお読みいただいてから記入してください。

3 試験方法、内容

	試験方法	試験内容
(1)	作文試験	表現力、構成力、構想力などについての試験 テーマ「スポーツと私」についての作文を、指定の原稿用紙(800字詰め)1枚に横書きで事前に記入し、申込書と併せて提出してください。
(2)	面接試験	個別面接(15分程度)

4 電話受付、提出期限、会場、合格発表

電話受付	期間：2017年6月15日(木)から6月30日(金)まで 時間：午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
提出期限	※応募多数の場合、6月30日(金)以前に募集を終了することがございますのでご了承ください。
会場	藤沢市秩父宮記念体育館 (藤沢市鵜沼東8番2号) JRおよび小田急江ノ島線藤沢駅から徒歩10分
合格発表	合否にかかわらず本人宛に結果を通知します。

5 採用予定日

2017年(平成29年)7月1日 予定

- *受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- *外国籍の人も受験できます。ただし、採用日において就労が制限される在留資格の人は採用しません。
- *採用予定日(応相談)

6 給与

公益財団法人藤沢市みらい創造財団職員の給与に関する規程に基づき支給します。

(初任給の例：2017年1月1日現在)

試験区分(職種)	最終学歴等	企業等での職務経歴	初任給(地域手当含む)
事務職 (任期付職員)	新規高校卒	なし	163,737円
	新規大学卒	なし	194,360円
	大学既卒	営業職5年経歴	222,836円

※上記の例以外にも基準学歴卒業後に職務経歴がある場合は、規定に基づき算出された額を加算します。

※このほか扶養手当、通勤手当、住居手当、期末勤勉手当などが条件に応じて支給します。

※給与や諸手当の支給額は、規程等の改正により改定することがあります。

※福利厚生等については当財団規程に基づきます。

7 勤務条件

事務職（任期付職員）	
勤務日	勤務割り振り表で定める日（週5日、土・日・祝日勤務あり。4週8休）
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（時間外勤務あり）
各種休暇等	年次有給休暇、夏季休暇、その他特別休暇（病気休暇、家族看護休暇等）

8 注意事項ほか

- （1）受験資格を満たしていない場合、提出書類に不備がある場合は受け付けできません。
- （2）合格発表について、電話等によるお問い合わせにはお答えできません。
- （3）この試験に関して提出された書類はお返しいたしません。
- （4）試験日時や会場などは予定ですので、変更する場合があります。
- （5）試験会場へは、公共交通機関を利用してお越してください。
- （6）当財団の規程により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人